

議案第 10 号

多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例  
の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年多可町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（5） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(定義)  <b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1)～(4) (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)  <b>第4条</b> 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関（法令の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）が行う同表第2の第2欄に掲げる事務とする。            2 (略)            3 町の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報の提供</u>を受けることができる場合は、この限りでない。            4 (略)            (特定個人情報の提供)  <b>第5条</b> 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、町の執行機関が、町の他の執行機関（法令の規定により法別表第2の第4欄に掲げる<u>特定個人情報</u>の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）に対し、<u>同表の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供</u>を求めた場合において、当該町の他の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。            2 (略)</p>	<p>(定義)  <b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1)～(4) (略)            (5) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。            (6) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)  <b>第4条</b> 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関（法令の規定により<u>特定個人番号利用事務</u>の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）が行う同表第2の第2欄に掲げる事務とする。            2 (略)            3 町の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報の提供</u>を受けることができる場合は、この限りでない。            4 (略)            (特定個人情報の提供)  <b>第5条</b> 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、町の執行機関が、町の他の執行機関（法令の規定により<u>利用特定個人情報</u>の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）に対し、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な<u>利用特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、当該町の他の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。            2 (略)</p>